国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	9,949,269,988		
一般管理費	591,727,168		
財務費用	5,976,827		
雑損	1,756,148		
臨時損失	5,094,291	10,553,824,422	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△2,919,411,422		
入学料収益	△ 457,206,600		
検定料収益	△ 116,934,200		
受託研究等収益	△ 36,183,127		
受託事業等収益	△ 185,180,807		
寄附金収益	△ 549,444,855		
雑益	△ 183,802,877		
財務収益	△ 812,568		
資産見返負債戻入	△ 114,032,947		
臨時収益	△ 4,810,776	△4,567,820,179	
業務費用合計			5,986,004,243
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,151,424,710
Ⅲ　損益外減損損失相当額			21,486,395
Ⅳ　損益外利息費用相当額			2,075,549
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			16
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△ 12,644,665
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 225,182,198
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	76,874		
政府出資の機会費用	1,510,469,673		1,510,546,547
Ⅸ　（控除）国庫納付額			—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト			8,433,710,597

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準又は期間進行基準を採用している。また、法人内予算におけるプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	15～50年
構築物	10～20年
工具器具備品	４～６年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については当該受託研究等期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

ただし、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員の賞与に充てるため当該教職員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。

また、上記以外の役員及び教職員の賞与については、翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教職員の退職給付に備えるため、当該教職員の退職一時金については、当事業年度末における自己都合要支給額を計上している。

また、上記以外の教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当事業年度増加額を計上している。